

「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」 に関する公正取引委員会の取組

■ 下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正しました。併せて、公正取引委員会HP「下請法のQ&A」も更新しています。

下請法の運用基準を改正しました！

労務費、原材料費、エネルギーコスト等
コストの上昇を取引価格に反映しない取引は、
下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがある
ことを明確化するため、下請法の運用基準を改正しました

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

買いたたきの事例に該当するものとして、以下を追加。

5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

：

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。